

# 東南アジア・オセアニア Regional Tax Newsletter

August 2021 | Volume 2



## 目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2021年7月31日時点)	p.1 - 5
インドネシア　　タイ　　ベトナム　　フィリピン	
マレーシア　　シンガポール　　オーストラリア	
3. セミナー情報	p.5 - 6
シンガポール　　タイ　　オーストラリア	
4. 各国問い合わせ先	p.6

## 今月のハイライト

1. フィリピンにおける輸出型企業の国内調達にかかるVAT税率の変更(0%から12%課税への変更)は、各方面からの猛反対を受けて適用が延期されることになりました。今後の動向には注視が必要です。
2. タイにおけるデジタルサービス税法は2021年9月1日以降に収受した収益から適用が開始され、デジタルサービスプロバイダーおよび電子的プラットフォームの運営者のVAT登録・納税が必要になります。
3. シンガポール・インドネシア租税条約の改定で、キャピタルゲイン免税の条項が追加されました。従来、シンガポール法人がインドネシア法人株式を譲渡した場合は、インドネシアで課税が生じましたが、今後は租税条約に定める一定の要件を満たした場合は免税となるため、シンガポールを活用したインドネシア投資のストラクチャーにとって有利になります。この改正は2022年1月1日以降の取引に関して適用されます。

## 各国税務ニュース(2021年7月31日時点)

### インドネシア 分社化や買収の際の税務上の簿価



財務大臣(MoF)は先日、PMK-56「企業の合併・統合・分社化・買収における資産移転・調達の際の税務上の簿価の使用について」を発行しました。PMK-56は、国有企业(SOE)の再編、新規株式公開(IPO)を行う納税者、銀行の恒久的施設(PE)に適用される分社化と買収についての規則を改正しています。

### 再交渉されたアラブ首長国連邦とシンガポールの租税条約の批准 - 通知書の交換待ち

大統領は先日、インドネシア-アラブ首長国連邦(UAE)租税条約とインドネシア-シンガポール租税条約の批准についてそれぞれPR-34とPR-35を発表しました。

### 特定の納税者のための記帳と記録

国税通則法(Ketentuan Umum dan Tata Cara Perpajakan/KUP)に基づき、ビジネスやフリーランスの活動を行う個人は「帳簿」をつける必要があります。しかし、特定の個人納税者は「記録」(pencatatan)を行うだけでよいとされています。

## 税務に関する電子署名

財務省は PMK-63 を発行し、納税者と税務総局(DGT)の電子署名のルールを規定しました。

## COVID-19 に関する自動車への奢侈品販売税の優遇措置拡大

財務大臣(MoF)は、以前 PMK-31 で導入された奢侈品販売税(LST)の優遇措置の期間を延長し、特典を増やす規則 No.PMK-77 を発行しました。PMK-31 については、[TaxFlash No.09/2021](#)をご参照ください。

## 自動車に関する今後の LST 規則最新情報

政府は GR-73 を更新するために、自動車の LST に関する GR-74 を発行しました。GR-74 による更新は、省エネや環境に配慮した車両への優遇措置が、電気自動車やそのエコシステムにとって有利に働くよう差別化することを目的としています。GR-73 については、[TaxFlash No.17/2019](#)をご参照ください。

## COVID-19 に関する輸入関税の優遇措置

財務省は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受けた特定の製品に対する輸入関税優遇措置に関する規則 No.PMK-68 を発行しました。この優遇措置は 2021 年 6 月 22 日から 12 月 31 日まで適用されます。

## 保税地域 - 最新情報

財務省は保税地域に関する現行の規則 No.PMK-131 の更新版として、規則 No.PMK65 を発行しました。PMK-131 については、[TaxFlash No.12/2018](#)をご参照ください。

---

タイ

### PwC Tax Newsletter #2



2021 年 1 月から 4 月までの主な税制動向を記載しています。2021 年 2 月 11 日には、デジタルサービス税法が施行されました。この法律に基づき、タイ国外のデジタルサービスプロバイダー、または電子的プラットフォームの運営者は、2021 年 9 月 1 日以降に収受する、タイで使用される電子的服务から発生する収益に対し、付加価値税の納税義務を負うこととなります。

### PwC Tax Insight #20: 市場価格を下回る価格での取引に係る正当な理由

歳入局は、市場価格よりも低い価格で資産をリースする場合に、正当な理由があるとみなされる一定の事由を明らかにしました。

### PwC Tax Insight #21: 源泉徴収税率の軽減措置

2020 年 10 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間に E-withholding tax を利用して納税した場合、源泉徴収税率の軽減措置が認められることとなりました。

### PwC Tax Insight #22: COVID-19 関連の各種税務措置

2021 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの間、ワクチンの研究、開発などを支援するため、国立ワクチン研究所に E-donation を通じて寄附を行う法人または個人に対して、寄附金の税務上の費用控除が認められることとなりました。

### PwC Tax Insight #23: 税関に対する不服申立て時における関税の支払い猶予に係る追加救済措置

タイ税関は、納税者の不服申し立て時における関税支払いに猶予を認める措置を公表しました。COVID-19 流行に伴う負担軽減措置で、2021 年 7 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日まで有効です。

英文版の PwC Tax insight は、和文版を今後発行する予定です。PwC タイの [PwC Tax & Legal Insights](#) のウェブページをご参照ください。

## ベトナム

### [事前確認制度\(Advance Pricing Agreement\)に関する新規制](#)



2021 年 6 月 18 日、財務省は通達 45/2021 / TT-BTC により、事前確認制度(APA)に関する新たな規制を定めました。

通達 45 は 2021 年 8 月 3 日に発効し、2013 年に発行された APA に関する通達 201 に代わるものとなります。

通達 201 は 8 年前に発行されていますが、それ以来 APA についてはほとんど進展がなく、現状、最終段階に入っているケースはわずかで、その他のケースの進捗も非常に遅れています。APA は、納税者および税務当局の両方にとって、課税の確実性を担保する上で非常に有用なものです。通達 45 の導入は、ベトナムでの APA 運用を向上させ、他国での実務に合わせるための政府の意欲が見られます。

## フィリピン

### [輸出型企業の国内調達を対象とした VAT 課税ルールの適用延期](#)



輸出型企業の国内調達については従来 VAT ゼロレートの取り扱いになっていましたが、2021 年 6 月 11 日に BIR が公表した [歳入規則\(RR No. 9-2021\)](#) により、今後は VAT12% の対象になることが突然発表されました。しかし、明確な取り扱いが示されない中で大きな混乱が生じ、既存の税法との矛盾点もあるため、輸出型企業をはじめ多くの関係者が新ルールの適用停止を求めていました。BIR は各方面からの猛反対を受けた結果、2021 年 7 月 28 日に歳入規則(RR No. 15-2021)を公表し、修正歳入規則が公表されるまでの間、新ルールの適用を延期するとしています。

## マレーシア

### [マレーシア税制アップデート\(英語\)](#)



- ICT 機器を含む機械・器具備品に対する固定資産の加速償却

COVID-19 の流行に係る経済対策の一環として、2020 年 3 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに取得した ICT を含む機械・器具備品について、税務上の加速償却が導入されています。初年度償却が 20%、年度償却(初年度から)が 40% へと引き上げられており、2 事業年度で税務上の償却が完了することになります。本税制について、適用対象となる ICT 機器の具体的な内容はこれまで明らかにされていませんでしたが、今回初めて公表されました。

- 紛争解決手続に関するガイドライン

マレーシアでは、税務当局への不服申立て後の紛争解決手続について、ガイドライン「Dispute Resolution Proceeding」が発行されています。今回、当該ガイドラインの改訂が行われ、グループ・リリーフ適用に係るペナルティや税金の還付などについて、不服申立ての手続きが明確化されました。

## シンガポール

### [Monthly Update 16 June – 30 July\(英語\)](#)



シンガポール税務に関する直近の動向のうち、主に以下について解説しています。

- シンガポール・インドネシア新租税条約の発効
- シンガポール・ヨルダン租税条約の署名(未発効)
- 2021 年 7 月 9 日、10 日にイタリアで開かれた 20 力国財務大臣・中央銀行総裁会議(G20)における、デジタル経済課税に関する OECD 包括的フレームワークの 132 力国の合意
- 2021 年 7 月 1 日の 130 力国のデジタル経済課税に関する OECD 包括的フレームワークの合意

- 欧州議会と EU 理事会が公表した country-by-country reporting にある、EU 域内に本社を置くかどうかにかかわらず、当会計年度と前会計年度の連結総収入が 7 億 5,000 万ユーロ以上の多国籍グループ企業などが、EU 各国および EU が指定するブラックリスト・グレーリスト国に支払う法人税額を公表する必要がある旨
- 事業の清算中に生じた費用(法務アドバイザーに対する報酬、会社清算の費用、会社清算に関連しない費用など)の GST 控除に関するガイドライン(第 7 版)の発出
- 2022 年 1 月 1 日から施行されるメディアセールスに関する免税措置の変更に関する広告業界向け GST ガイドライン(第 3 版)の発出

#### Monthly Update May - 15 June(英語)

##### 2021 年税制改正に係るパブリックコンサルテーション

The Ministry of Finance(シンガポール財務省)は 2021 年の所得税改正法案を公表しました。この法案には 2021 年予算案で公表された税制改正案、および定期的な税制の見直しから生じる改正案が含まれています。

改正案のうち、予算案に関連しない項目は次の通りです。

- トレーディング目的で保有している株式を、非トレーディング目的の株式に変更したケースか、その逆のケースの税務上の取扱い
- 所得税・法人税・GST、固定資産税についての無申告およびその他の税法上の違反行為についての罰金の最大金額の一元化

##### 移転価格調整金に係る GST ガイドライン(第二版)の発出

シンガポール税務当局(IRAS)は 2021 年 6 月 1 日、移転価格調整金に係る GST ガイドライン(第 2 版)を発出しました。これは 2020 年発出の第 1 版を改定するものであり、主な変更点は次の通りです。

- Administrative concession(手続の省略措置)の適用が可能な場合、移転価格調整金に関してシンガポール税関への納税と GST 申告書の修正が必要なくなることを明確化
- 輸入 GST suspension scheme の下で輸入された課税対象も Administrative concession の対象とし、輸入 GST suspension scheme からは輸入 GST Deferment Scheme (IGDS) は除かれることを明確化
- 納税者が IGDS の対象で、かつ仕入税額控除を全額適用できない場合、シンガポール税関に追加納税は不要である一方、GST 申告書における調整が必要であることを明確化
- インボイスが発行されず、移転価格調整に係る支払が行われない場合に、GST 調整を行うタイミングの明確化

##### シンガポール・マレーシア租税条約

税源浸食および利益移転(BEPS)防止のための特定租税条約施行に関する多国間条約(MLI)が、シンガポール・マレーシア租税条約に対して 2021 年 6 月 1 日から発効

オーストラリア

#### Monthly Update July



オーストラリア税務に関連する直近の動向のうち、以下について解説しています。

- 研究開発活動およびリスクを伴う費用
- ロイヤルティとソフトウェア関連収益の取り扱い
- 國際的な税制改正に関する G7 の合意

- ATOによるTop 500 Performance Program調査レポート
- 資産の即時償却制度に関するATOガイダンスの草案
- 課税年度が異なる場合の総売上高の取扱い
- 一時的な多国籍大企業に対する期限後申告ペナルティの免除
- ATOによる税制優遇措置の適格性に関する通知

## セミナー情報

直近、各国で実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについて、以下ご案内しております。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

シンガポール 「東南アジア／オセアニア Regional Update webinar」



日時:8月20日(金)より一定期間、オンデマンドにて視聴可能

概要:Regional Newsletter創刊号に掲載されているトピックのうち、特に重要な以下の項目について各国のPwC担当者が解説。(所要時間:計20分程度)。なお、9月にはインドネシア、タイ、マレーシア、オーストラリアにおけるトピックについて解説するウェビナーを実施予定。

- ベトナム—裾野産業に関する優遇税制の改訂に関する政令57号
- フィリピン—租税条約申請手続きの変更
- シンガポール—Special Topicにかかる移転価格ガイドライン(Centralised Activities in Multinational Enterprise Groups)の発出

言語:日本語

登録リンク:[こちら](#)

「新規赴任者・赴任予定者向けシンガポール基礎知識ウェビナー(税務・会計等)」

日時:2021年9月～2021年12月の期間、オンデマンドにて視聴可能

概要:シンガポールへの新規駐在者、今後駐在予定者を対象に、シンガポールで業務を行う上で知っておくべき事項を項目(会計、法人税/GST、移転価格税制、個人所得税)ごとに解説。

言語:日本語

登録リンク:[こちら](#)

タイ



「タイ個人所得税、ビザ・ワークパーミットウェビナー」

日時:2021年9月6日(月)

概要:タイへの出向者派遣におけるイミグレーションや、タイ個人所得税の観点からの留意点、出向者PE課税の問題、COVID-19影響下のタイへの渡航者に対する防疫措置、日本およびタイの個人所得税の取扱いについて解説。

言語:日本語

登録リンク:[こちら](#)

オーストラリア 「2021/22年度連邦政府予算案オンラインセミナー」



日時: 2021年5月25日(火)

概要: 日本企業に影響のある項目を重点的に、連邦政府予算案の概要を法人税・個人所得税の観点から解説。

言語: 日本語

視聴リンク: [こちら](#) (2022年5月25日まで配信)

## 各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

**共同統括責任者** [神保 真人](#)(税理士法人 パートナー)、[菅原 竜二](#)(PwCインドネシア パートナー)

**PwC税理士法人(日本)** 神保 真人、[野田 幸嗣](#)(移転価格)、[川上 一郎](#)(個人所得税)、青木 一憲(金融)、唐沢 聰

**PwCインドネシア** [割石 俊介](#)(カントリーリーダー)、菅原 竜二(税務争訟および移転価格)、深澤 直人  
問い合わせ先: [id\\_jbd@pwc.com](mailto:id_jbd@pwc.com)

**PwCタイ** [魚住 篤志](#)(カントリーリーダー)、[武部 純](#)、加藤 夏樹(移転価格)、  
原 亜記子(個人所得税)、木村 洋平  
問い合わせ先: [th\\_jbd@pwc.com](mailto:th_jbd@pwc.com)

**PwCベトナム** [今井 慎平](#)(カントリーリーダー)、小山 誠祐、小暮 寛之  
問い合わせ先: [vn\\_jbn@pwc.com](mailto:vn_jbn@pwc.com)

**PwCフィリピン** [東城 健太郎](#)(カントリーリーダー)、[林田 俊哉](#)  
問い合わせ先: [ph\\_jbd@pwc.com](mailto:ph_jbd@pwc.com)

**PwCマレーシア** [杉山 雄一](#)(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、本間 稔(移転価格)  
問い合わせ先: [my\\_pwc\\_japandesk@pwc.com](mailto:my_pwc_japandesk@pwc.com)

**PwCシンガポール** 平林 康洋(カントリーリーダー)、[田中 文人](#)、[清水迫 誠](#)(移転価格)、  
川井 万里子(個人所得税、イミグレーション)  
問い合わせ先: [sg\\_japan\\_desk\\_tax@pwc.com](mailto:sg_japan_desk_tax@pwc.com)

**PwCオーストラリア** [神山 雅央](#)(カントリーリーダー)、[寺崎 信裕](#)、[三浦 孝心](#)、[高野 雄大](#)  
問い合わせ先: [au\\_japan@pwc.com](mailto:au_japan@pwc.com)

→ バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界155カ国に及ぶグローバルネットワークに284,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。  
本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。  
© 2021 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.